

# 横浜事件 再審裁判を 支援する会

## 最高裁へ要請 第二次要請署名 1600余名分を提出

No.13

1990.5.30

〔事務局〕

〒101

東京都

千代田区猿楽町

1-4-8

松村ビル402

☎03-291-8066

本年（一九九〇年）四月二日、森川金寿弁護士団長、木村亨申立人、橋本進、片岡修（事務局）の四名で、最高裁への第二次要請署名一三五五名分を、最高裁に提出しました。昨年一月一日に提出した三〇八名分につづくもので、合計一六六三名分となりました。

八八年一月二四日、私たちは最高裁に特別抗告を行ない、昨年夏、会員や文化人の方々多数のご協力を得て、「公正審理」要求署名を提出いたしました（第一次）。今回の署名における最高裁への要請は、(1)審理を小法廷から大法廷に移して行うこと、(2)口頭弁論をひらくこと、

の二点です。(1)は、本事件のもつ意味の重大性と、国家機関による刑事記録の抹殺消滅処分という事態にかかわるものであり、(2)は、横浜地裁や東京高裁のように、人権回復を願う申し立て人たちの言葉に耳をかさないなどということがあってはならない、という趣旨です。

最高裁がいまどのような審理状況にあるかがい知ることではできませんが、道理と正義にもとづいて審理をすすめるよう広範な世論をもち上げていく必要があります。今回の署名のうち、出版労連関係は約七〇〇、ほぼ同数が会員関係ですが、会員関係のなかには、川合澄男氏の呼びかけで、青木雨彦氏ら横浜ペンクラブの皆さんが寄せてくださった署名があります。石垣綾子、具島兼三郎、栗原彬、西山卯三、堀田善衛、緑川亨、安江良介、湯川和夫等々のお名前もあります。

本号で紹介しているように（七ページ以下）いま全国各地で、それぞれ創意をこらした会員の方々の活動がおこなわれ運動の輪は着実にひろがっています。

本島等・長崎市長襲撃事件につき、弓削達・フェリス女学院大学学長宅に銃弾が撃ちこまれる事件がおきました（四月二二日）。思想・言論・表現の自由に対する野蛮な攻撃が横行する今日、横浜事件再審裁判を実現させ、勝利させることの意義はいっそう大きいといわねばなりません。署名運動は続行中です。いっそうのご協力をお願いいたします。

# 証人・土井郷誠さんを追悼して

再審請求人 木村 亨

1

ぼくたちの横濱事件再審裁判請求に有力な証人の役を引き受けて下さっていた土井郷誠さんが昨秋九月二十三日に八十歳で永眠された。惜しんでも足りぬ貴重な存在であった。

横浜未決拘留所の独房にあった細川嘉六先生のお隣りの席を持っていた看守土井郷誠さんが、一年余りの接触ですっかり細川先生に感化を受けたことはよく知られた事実だが、土井さんのつぎのひとはそれを立証して余りがある。前大戦の全面降伏直後に横浜笹下の刑務所がどんなさま変り、をみせたかを、かがう上にも大変興味深い証言でもある。

「……それにしても、全国に数ある刑務所の中で、よりよつてこの笹下の横浜刑務所へそれらのA級戦犯たちを収容することになったとは、なんと皮肉なことではありませんか。言論の自由を弾圧したら、その下手人の弾圧者がどん

な目に会うかということ、私はこの目で実際に確かめ、その立証を見せられたような気がします。

われわれの日本国を愛し、憂えて、やむにやまれぬ気持ちから主張した細川先生の民主的な正義の言論を無謀にも弾圧して、さらに先生の郷里の泊へ旅行した皆さんを共産党再建などとテッチあげた報いを受けたのでしょうか。

因果応報とでも言いますか。皆さんをひどい目にあわせたご本人たちが、今度は投獄され、罰を受けたのです。天誅というものでしょう。彼らは今度は全世界人類の裁きを受け、処罰を受けたのです。……」（土井郷誠「笹下秘話」）

2

戦後、泉岳寺前の小丘に居住していた多くの家へ土井さんが何度か鎌倉から訪ねて見え、笹下でのくらしぶりを話して来て下さったことは前にも書いたから省略するが、土井さ

んはぼくにどうしても生きています。ちに一度、細川先生のお墓参りだけはしておきたい、と話されたので、一九八〇年四月、土井さんとぼくたち夫婦の三人が富山の泊へお墓参りに出かけた。もちろん旅館「紋左」泊りであった。

そのときのスナップ写真を取り出して見ていると、道中での土井さんの話に一、二忘れえないことが思い浮かんだので書いておこう。

まず第一に、土井さんのあの正義感はどうして生まれたのか？ということだ。いくらあのときに細川先生から強い感化を受けたといっても、そこにはやはり土井さんの方にそれを受けとめるだけの素質があったからこそのことだ。

それは、土井さんの話によると、まだ未成年のころ、当時、社会主義者、無政府主義者として世に知られた大杉栄さんの住いを訪ねたことがあったのだそうである。鎌倉彫りの

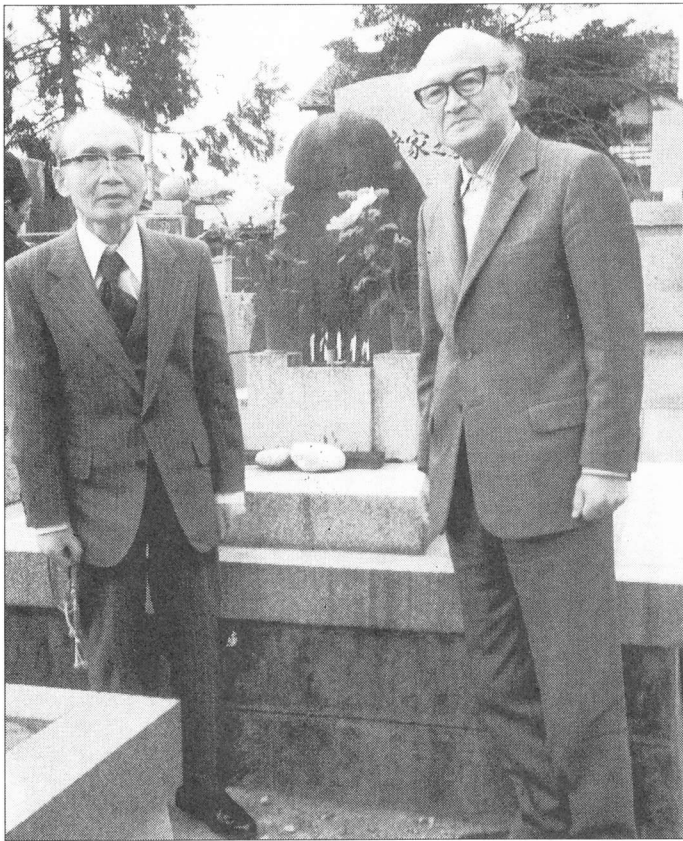
名手であった土井さんのご尊父のあとをつぐ筈の土井郷誠さんが、どうしてそんな危険人物視されていた大杉栄さんを訪ねたのか？ 土井さんも大杉さんを訪ねたというただそれだけのことで家宅捜査をうけたという。いわゆるガサをくつたわけだが、幸い検挙はまぬがれたらしい。このことを土井さんから聞いたばかりは特別な親しみを土井さんにおぼえるようになつた。実はぼくも、何をかくそう、その大杉栄さんの名訳だったクロポトキンの「青年に訴う」を読んで社会正義というものに目ざめた次第で、土井さんの正義派だったいわれもそれでよく理解できたと思つた。

3

土井さんに会つた方なら誰でも、あの素朴な、誠実で真実味のある人柄にひかれたと思うが、どうみても「看守さん」には見えなかつた。ぼくは率直に聞いてみた。

「土井さんはまたどうして看守になんかおなりになつたのですか？」

三人の幼児を抱えた土井さん一家にとつてあのきびしい戦争末期の食糧事情は生まやましいものではなかつた。土井さんは打ち開けて話してくれた。



細川嘉六先生の墓前にて、ありし日の土井郷誠さん（左）。右は木村亨さん。

「当時の笹下刑務所には付属農園がありまして、刑務所の職員だけは何不自由のない食生活をしていと聞きましたので、あごとき臨時募集に応じたわけでした」土井さんのこともさんたちはそれでひもじい思いをせずに暮らせるようになったという。

館に一泊して墓参をすませたあと、親不知の海辺を三人で歩いて帰ったのも忘れがたい思い出になった。昨秋、入院中のぼくに土井さんの訃報を伝えてくれたのは土井未亡人（千代子さん）であった。高価で美ごとな蘭花の籠をお見舞いに持って病院のぼくのベッドへ立ち寄って下さったとき、ぼくは思わず涙してし

まった。

大切な証人を自ら進んで引き受けて下さりながら、無念にも裁判半ばにして逝ってしまった土井郷誠さん！ 安らかにお眠り下さい。ぼくたちはあなたの強力な励ましの証言によってきつと「人権を返せ！」をかちとってお見せしますからね。

### 私が出席した集会の報告

木村 亨

昨秋九月二十七日の細川嘉六生誕百一年集会后、入院、手術で二月五日退院。その後招かれた横浜事件再審請求に関する私の話の集会につきに列記してご報告いたします。

▼一九八九年二月八日 学生キリスト教友愛会（SCF）集会 約五〇名参加

▼一九九〇年一月一七日 荻窪カトリック教会ミサ集会 約二百名参加

▼一九九〇年一月三〇日 町田市農村伝導神学校 約五〇名聴講

▼一九九〇年二月二一日～二四日 すすべいす・しよう 約一二五名参加

▼一九九〇年三月一〇日 高崎婦人クラブ集会 三〇名参加

▼一九九〇年三月二三日 飯田橋グループ・ラノス集会 四〇名参加

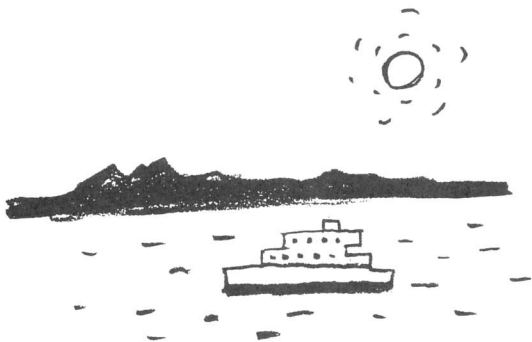
▼一九九〇年四月八日 杉並シネクラブ集会 約百名参加

▼一九九〇年四月一四日 静岡市「国家秘密法」に反対する市民ネットワーク・静岡 今を問い直す集い実行委員会 約百名参加

これからの予定としては、

▼杉並区での人権問題学習会（五月）

▼早大人間科学部の第三回講義（六月）



# 教科書裁判と横浜事件

## 司法の土壌がもたらすもの

弁護士事務局長 大川 隆 司

### 教科書裁判二五年

家永三郎氏が教科書検定違憲訴訟を提起してから、今年で二五年になった。この間、国民の教育権を確認した杉本判决（一九七〇年）という輝かしい成果があり、また文部省の検定処分は違法性を指摘した高津判決（一九七四年）や畔上判決（一九七五年）があった。

しかし、最高裁判所が旭川学力テスト事件について、国の教育内容への介入権を「必要かつ相当と認められる範囲において」認める判決（一九七六・五・二二）を下した後は、教科書訴訟においても漫然と、検定制度及び検定処分の合憲・合法性を認める判決が続いている。

一九八六年三月の東京高裁・鈴木判決（第一次訴訟第二審）、および一九八九年一〇月の東京地裁・加藤判決（第三次訴訟・第一審）が、それである。

### 検定免罪の論理

加藤判決は、基本的には三年前の鈴木判決を踏襲し、いとも安易に検定制度を免罪しているのであるが、その論理はおそろしく粗雑である。たとえば判決は、検定制度が「子どもの学習する権利の充足に寄与する」という、まさに許容される目的をもつて、しかも右目的のために必要かつ相当と認められる範囲でなされるべきものである」から合憲だ、というのであるが、検定権限の行使が一定の範囲内で「なされるべきものである」ということと、それが現に「なされている」ということは全く別物である。そのくらのことは小学生でもわかる。にもかかわらず、加藤判決は右のような「論理」で検定制度を合憲であるとした。

「官は悪をなさず」というのであるうか。あきれるばかりの行政追隨の姿勢と言わなければならない。

仮に判決の言わんとするところを、「運用の実態がどうであるか」ということはさておいて、一般的に合憲的運用の余地がある場合には、制度そのものを違憲と断定する必要はない。もし違憲的運用がなされる場合には、個々の処分についてその違憲性をチェックすればよい」という趣旨だとすれば、判決が別のところでのそのチェックの基準を定立していなければならぬ筈である。しかし、そのようなチェック基準は実質的には定立されていない。

### 行政に都合のよい基準

加藤判決は、検定意見を支持する学説が処分当時一つでもあれば、執筆者の説を支持する学説がどんなに強力であっても、検定意見のほうが優先する、という判断基準を打ち出している。こんな行政側にとって都合の良い基準が、「子どもの学習する権利の充足に寄与する」目的のた

めに「必要かつ相当」であるなどという論証が、一体どうしたら出来るのであろうか。

もっとも、鈴木判決の場合にはもつとすごかった。検定意見を支持する文献が、古今東西に一点でもあれば（それが学問的なものでなくても）、検定意見を合法化する「相応の根拠」になるといっているのである。この基準によれば、軍国主義時代の新聞の論説でさえ、今日の検定意見の「相応の根拠」たりうるのだから、歴史の歯車を逆にまわすことをねらった検定意見も、大手を振ってまかり通るわけである。

それに比べれば、加藤判決が、とにかく学説の裏づけを求めていることは、まだマシと言うべきではある。現に、この基準にさえ合致しない、すなわち検定意見を支持する学説が皆無であるとして、検定意見のうち一箇所（「草莽隊」に関するもの）が違法とされた。しかし、その他の箇所については、家永教授の記述が豊富な学問的根拠にもとづいて認めることを認め、このような場合に修正意見を付することが不当である（判決の表現に従えば「妥当性に疑問がある」）ことを認めながら、「双方の学問的見解の優劣については裁

判所の判断し得るところではない」という論理に逃げ、検定意見を「違法」と判断するのを避けている。

加藤判決のスタンスは、一九八二年の教科書問題、すなわちわが国の教科書行政に対する国際的批判の渦中において、「日本が中国を侵略したと言えるかどうかは、後世の史家の判定に待つべきもの」とぼけたのと選ぶところはない。

### 裁判所の国際感覚

侵略の歴史を否認する御用学者が一部にいたのをよいことにして、裁判所がこのような不可知論に逃げこむことが、被侵略諸国の民衆の視点に、どう映るであろうか。世の中には、学者の問題提起を待つまでもなく自ら明白な事柄というものがあ

る。たとえば、東京大空襲や、広島・長崎に原爆が投下された事実について、学術書が出版されないうちは事実かどうか判らないから、教科書に書くべきでない、などという説をなす者がいたら、気狂い扱いされるだろう。

先一つで消せる事実ではない。にもかかわらず、裁判所が、この歴史的事実に懐疑的な御用学説が存在するうちは、教科書からこの事実を抹殺しつづけることが許されるという判断を示し、侵略を知らない歴史認識を日本国民の中で再生産させるとすれば、被私の歴史認識のギャップは拡大しつづけるであろう。

そのことは、生活のすべての側面において「国際化」が進行している今日および明日の日本人にとって極めて不幸なことである。そのような方向を助長するような検定意見が、「子どもの学習権の充足に寄与する」という目的にマッチする筈がない。

### 司法の責任の放棄

ことの是非は、これほどに明白であるのに裁判所は、まさに黒を白と言いくるめる如き論法で（前記の一箇所を除き）文部省側に軍配をあげた。目を覆うばかりの行政追従、司法の責保の放棄と言わなければなら

ない。思えば、刑事事件と民事のちがいはあっても、横浜事件を取扱った裁判所の姿勢の特徴も、行政に対する司法の屈服の一語につきる、と言えよう。

### デッチ上げの背景

予審判事は、「判事」という肩書きはあっても捜査官憲の一翼であり、特高警察や思想検事のデッチあげた「自白」調書をなぞるだけの役割であり、公判は全く形骸化していた。そして、司法省は随時「思想実務家会同」というものを招集したが、これは、司法者刑事局長が、「思想事件」を取扱う裁判官・検察官に号令をかける場であった。

一九四三（昭和一八）年の会同では、池田克刑事局長（戦後最高裁判事）が、「国民の中にある自由主義・民主主義思想を根だやしにすることが思想戦にたずさわる我々の使命である」という趣旨の号令をかけている。

このような会同に参加した検察官や裁判官が唯々諾々として、中央の号令に従った結果生れたが横浜事件であった。今日、行政に追従してやまない裁判官の姿を見ると、横浜事件を生んだ司法界の土壌が、肌を見せようとしている感を禁じえない。

### 紹介

静岡弁護士会編著

『機密法廷——小説国家機密法』

昨年、参議院選で自民党は大敗し、そのため国家秘密法案の動きは、ひとまず後景に退いているようである。だが、制定企図まで断念したのではないことは、いっまでもない。

本年四月、にわか上浮上した小選挙区比例代表制および政党法の強行をゆるしてしまえば、国家秘密法案ほか、数々の悪法が続々とあらわれてくるであろうことは、容易に想像できる。そして国家秘密法体制ができ上げれば、悪夢のような「横浜事件」は再び現実の日本にあらわれてくるのである。

本書は、静岡弁護士会・国家秘密立法対策委員会に設けられた特別チーム、八名の弁護士によって書かれた「近未来小説」である。国秘法案登場以来、静岡弁護士会の方々、自治体議会への反対決議要請や講演会活動、パンフレット作成から、自主演劇「暗黒への道」上演など、多彩な反対運動を展開した。そうした運動のなかで、同法案の危険性が国民一般に実感をもってとらえられる



# 拘禁二法、再び廃案に

横浜事件・再審裁判が、戦後四十年をへて提起された背景には、二つの「法案」をめぐる動きがありました。一つは、国家秘密法案、もう一つが拘禁二法案です。

国秘法については、その修正案が自民党政調会長あずかりとなつたまま、リクルート・消費税問題、中曽根内閣退陣とつづく中で、再提出の機会を得られぬまま、今日にいたつています。

もう一つの拘禁二法案（刑事施設法案・留置施設法案）も、日弁連を中心とする反対運動と国際的にも広がった世論の前に、さる一月の衆院解散により廃案となりました。

拘禁二法案とは、ひと言でいえば、本来は一時的留置のための場所にすぎない警察の留置場（アタ箱）を、これまで正規の留置所の不備を理由として拘置所がわりに使用してきた（代用監獄）のを、今後は「代用」でなく正規のものとして認め、永続化しようというものでした。あわせて、弁護人との接見の機会を制

限するねらいも含まれていました。

警察がなぜ「代用監獄」に固執するのかというと、検挙した被疑者を手もとに置き、いつでも自由に取り調べるのができるからです。時には無実の人からさえも、あらゆる手段を用いることにより「自白」をせしめることもできるからです。

そのため「代用監獄」は、「冤罪の温床」と呼ばれてきました。

横浜事件もまた、太平洋戦争下の横浜市内の各警察署の「代用監獄」の中から生み出された冤罪事件です。横浜事件はまさに、拘禁二法問題そのものでした。

拘禁二法案はしかし、廃案となりました。今回が二度目です。

最初の法案は、一九八二年四月に国会に提出されましたが、翌八三年十一月、衆院解散により廃案となりました。そしてこの前後、同年七月に免田事件、翌八四年三月、財田川事件、同年七月に松山事件と、有名な再審無罪判決がつかまりました。ところが政府は、三年後の八七年

四月、日弁連と法務省・警察庁との意見交換が重ねられたにもかかわらず、再び拘禁二法案を国会に再提出したのでした。

翌八八年五月、審議入り、そのあと国連NGO（国際人權連盟）の日弁連訪問などがあり、「ダイヨウカングク」は「人権後進国」日本の象徴として世界に知られていくのですが、同年十二月には衆院法務委員会で参考人意見聴取が始まります。

しかし、先に述べたように、日弁連を中心に反対運動が広がっていく中で、今年一月、衆院解散とともに二度目の廃案となったのでした。

こうして二度も廃案となったのですが、いずれも衆院解散にともなうもので、政府がこの法案を断念し、みずから撤回したわけではありません。代用監獄も依然として存在しつづけるのです。

日弁連では今夜も、代用監獄の廃止、現存する接見制限の撤廃とあわせて、国際的な人權水準にふさわしい監獄法の改正に向けてとりくむとのこと。横浜事件・再審請求もその一環として、ぜひとも実現を勝ちとりたいものです。（U）

（前頁下段より）  
こと、しかも理論的に批判しつくすことを目的にこの小説が書きおろされた。

織維会社の研究員とその恋人が、あらぬスパイ容疑で逮捕され、熱血弁護士が法廷で火花の散る法廷闘争を展開する。にもかかわらず……考えぬかれたストーリー展開の中で、国秘法案の正体が誰の目にもみえてくる出来栄である。

（労働旬報社 一三〇〇円）

## カンパを寄せられた方々

（敬称略、  
今期＝89年11月以降分）

- 〈11月〉 千葉良信、中川光子、佐々木陽子、山崎義子、鳴原良平、大島久治郎、万代妙子、木口和夫、実方義雄、長原嘉一、加藤丸子、山崎晶春、佐藤ヨシ、荒牧三恵、大原富枝、宮崎公子
- 〈12月〉 永倉あい子、天野あぐり、気賀すみ、小木宏、中村忠志、橋橋國武、沼田稲次郎、松岡喜美栄、近藤良男、伊藤昌太、清水弘道、中村速男、佐藤ヨシ、小野伸帆、小平克、秋田弘
- 〈1月〉 宝月ちか子
- 〈2月〉 戸部宗七郎、藤原定、畑中繁雄
- 〈3月〉 南部正男、高木健次郎、有隣堂

# 「横浜事件を考える会」

——東京・杉並に生まれる

さる三月、支援する会事務局では、東京・杉並に「横浜事件を考える会」がつくられていることを知りました。

横浜事件に関心をよせる人たちがふえ、再審裁判を支援する輪がひろがることは、願ってもないことです。

そこで事務局では、同会の代表である木下信男さんにあて、今後ぜひとも協力して運動をすすめていききたいとの挨拶状を送りました。あわせて、資料として支援する会の会報バックナンバーを同封しました。

これに対し、四月二十日付で、木村さんからの返信がありました。

私たちにとってたいへん力強い手紙でしたので、ここにその一部をご紹介します。目的は同じです。ともに協力しあっていたいと事務局でも考えています。

\*

「私どもは昨春秋以来、木村亨さんの居住される阿佐ヶ谷周辺の地域住民が集まりまして、木村さん

から同事件に関する談話を聞きながら、少しずつ勉強してまいりましたが、聞けばよいよ、当局の凄惨苛烈な人権弾圧に、驚愕するとともに、被害者の名誉回復のため、何ほどかのお役に立ち得ればと存じまして、微々たる団体ではございますが、同年十二月八日、『横浜事件を考える会』を発足させました。何分にも素人の集まりでございますが、全くの初歩から、同事件の歴史を学んでいるというのが実情でございます。」

「横浜事件再審請求の闘いを、仰せの通り、さらに国家機密法の反対に、代用監獄制度の撤廃に向けて、発展させていくためにも、今こそ横浜事件をその原点において考えなければならぬ、というところが、私たち一同の考えでございます。」

とは申せ、何分非力の私たちでございます。『支援する会』によるご指導のほどを宜しくお願い申し上げます。『支援する会』の集

会などには、出来る限り、参加させていたたく所存でございますし、『考える会』の行事も可能な限り連絡いたしますので、どうか宜しくお願いいたします。」

## 会員の声

事務局に寄せてくださったお便りを紹介させていただきます（文責事務局）。

●裁判所の判断に反対します——

横浜事件っていうのは腹立ちますね。今から三〇年以上も前に、田舎（福島県双葉郡大熊町）で暮らしている時、この事件を知りシヤクにさわりました。治安維持法などの恐るべき悪法は、私が一人になっても、徹底的に排除したいです。人間、尾崎秀実の回想（笹本駿二著・岩波書店）を何度も読み返しています。裁判所での判事諸君の判断に、私は徹底的に反対します。（鈴木國雄）

●厚い壁が破れることも——

永らくの御苦労お察しております。世界が変わってきておりますもの。厚い壁が破れて無罪を勝ちとる

日が来ることを——。当り前のことが当り前で通用する日を皆様と一緒にお待ちします。（兼坂嘉祢子）

●自由を侵すものには抵抗を——

自由な意思こそ、人間固有のものである。それを侵すものに対してはあらゆる抵抗が必要である。横浜事件再審裁判はその斗いである。（田村悟史）

●ささやかな気持ですが——

『横浜事件——妻と妹の手記』を読みました。新聞の書評で知り希望して学校の図書館へ入れてもらいました。黙ってはいられない気持になりましたので、わずかですが気持だけお送りします。（高校教員 福田 詢）

●署名用紙を送ります——

署名を同封致します。なお、社会科学の他校の仲間にも署名用紙を渡しました。うまくいけばあと一〜二枚は集まるかも知れません。期待しないで待っていて下さい。会報を読むことと、わずかな署名を集めることしかできず申し訳ありません。ささいなことしかできませんが、何かの支えの一部にでもなれば幸いです。

世情は再び「横浜事件」が起ってもおかしくない方向に進んでいるように思えてなりません。20世紀最後の10年が平和な世界でありたいと思います。  
 (高校教員 森田敏彦)

● 大方の認識はまだ少ない

二十名ばかりの署名をとりあえずお送りします。横浜事件については近年、大新聞でかなり大きくとりあげられたので大方の認識が得られたものと思いきや、署名をお願いしてみても意外に知られていないことがわかりました。このまま昭和は遠くりにけりとなつては困るという思いです。

横浜事件のことを少しでも多くの人に知ってもらいたいと思いますので、ビデオ「証言・横浜事件」を申し込みます。どうぞよろしく。  
 (小平 克)

● 最高裁を「人間の鎖」で

ここ数日は春の近さを感じさせる今日この頃ですが、いかがお過ごしでしょうか。事務局の皆様の日頃のご奮闘に敬意を表します。本日は大変遅くなりましたが、署名をお送り致します。今日の最高裁は伝習館判決にも見られますように本当に

ひどい所になっています。教科書裁判も最高裁にかかっています。春になったら最高裁で係争中の事件に關っている人達で、もう一度最高裁を取囲む「人間の鎖」をやってみたいものです。これからもお互いに頑張りましょう。  
 (池田 剛)

● いつも心の中で案じています

多忙の為あまり動けず、直接的な支援行動等できませんが、いつも心の中で案じています。事務局の方々のお骨折感謝します。(宝月ちか子)

● 貧者の一灯ですが

年金生活者ですので文字送り貧者の一灯ですが皆様の御活動に心から敬意を表します。  
 (池田正男)

● 高校生たちの感想

前略。生徒の感想文等、送付が遅れてしまったこと、誠に申し訳ありません。「証言・横浜事件」のビデオの感想以外に、治安維持法に関する書物の感想文も合わせて送付致します。参考にしていただければと思います。……(事務局より参照)  
 (川越南高校 岩本重彦)

▼ 事務局から

● 会員の皆様にはいつも一方的なお願いばかりで申し訳ありません。返信用封筒も添えないのに、たくさんのお署名を集めてお送り頂き、ありがとうございます。皆様ののご好意に支えられて、事務局も四年目になっております。発足以来、大勢の方に暖かいお言葉や、カンパを頂きました。その都度、ひとつひとつのお礼を省略させて頂きましたことを心よりお詫び申し上げます。  
 今期(一九八九年十一月以降)からカンパを頂いた方のお名前を掲載し、お礼の意を表させて頂きたくご諒承お願い致します(六頁参照)。

● 青銅プロダクション製作「横浜事件」(橋祐典監督、佐々木愛さん主演)の映画撮影が順調に進んでおります。五月末には完成とのことですが、どんな映画になるか、楽しみです。

● 松原明氏撮影・演出のビデオドキュメント「横浜事件を生きて」(木村亨さんが出演)の上映がきっかけとなつて、日本アマムネステイから申し込みがあり、岩波ブックレット「横浜事件」(海老原光義・奥平康弘ほか著)の再版が出来上がりました(三二〇円)。

● 「会員の声」の最後にご紹介したような書き出しが始まる、埼玉県立川越南高校の岩本先生からのお便りが届きました。お便りとともに、社会科(現代社会)の授業でビデオ「証言・横浜事件」を観た生徒さんたちの感想文、および、治安維持法や横浜事件に関する書物を読んで提出された生徒さんたちのレポート(いずれも高校一年生で、八八、八九〇年の三年分)の綴りが送られてきました。若い人たちの戦争と平和、自由と人権に関する認識が率直に語られていて大変興味深いものです。

次号の会報では、再審申立ての方々の近況とともに、右の川越南高校の生徒さんたちのレポートをご紹介します。

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402  
 横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-291-8066

〈年会費〉 個人=2000円 団体=5000円

● 郵便振替 東京3-150641

振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

● 銀行振込 富士銀行九段支店  
 普通預金口座1478864 横浜事件再審裁判を支援する会